

貯蓄預金

令和4年4月1日現在

商 品 名	貯蓄預金
販 売 対 象	個人のみ
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 付利単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位 ・ 1円
払 戻 方 法	随時払戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	2013年（平成25年）1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が課税されます。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
手 数 料	キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。 （詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。）
付 加 可 能 特 約 事 項	・ 普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスの取扱いができます。 詳しくは窓口へご照会ください。 ・ マル優の取扱いができます。
中 途 解 約	いつでも解約できます。手数料は不要です。
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口（9時～17時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間（9時～17時）に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・ 「総合口座」の取扱いはできません。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されますが、全額保護の対象ではありません）

預-10